

第1号様式

今帰仁村景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

今帰仁村長 殿

住所
届出者 氏名
連絡先

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区指定等の状況※1				
行為の場所	今帰仁村字			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
景観形成のために特に配慮した事項	(今帰仁村景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			

備考

※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農用地、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。

※2 行為の種類欄は、□にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。

※ 添付資料について

今帰仁村景観条例施行規則の別表1に示す以下の図書を添付すること。

- ①付近見取図 ②配置図 ③2面以上の立面図 ④カラー現況写真 ⑤その他

第2号様式

(第1面)

今帰仁村景観計画区域内行為届出書

年 月 日

今帰仁村長 殿

住所
届出者 氏名
連絡先

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

他法令による地区 指定等の状況※1				
行為の場所	今帰仁村字			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更		
	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
景観形成のために特に配慮した事項	(今帰仁村景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者)			
今帰仁村受付 (今帰仁村記入欄)				

届出対象行為の内容						
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	建築物	用途				
		敷地面積	m ²	建築面積 ※4	m ²	
		延べ面積	m ²	高さ ※4、※5	m (最高 m)	
				軒の高さ	m	
		構造 ※6		階数 ※6	地上階 / 地下階	
		屋根の形状 ※7		屋根仕上材 ※7		
		外壁の基本色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		強調色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		屋根の色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> その他 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()]			
		緑地の割合 ※9	%			
		中高木等の有無	有 ・ 無	駐車場の緑化	有 ・ 無	
		模様替等の面積 ※10	m ²			
		工作物	用途			
構造			築造面積	m ²		
高さ ※11	m		仕上材			
外観の基本色	色相 () / 明度 () / 彩度 ()					
模様替等の面積	m ²					

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	開発区域の面積	m ²
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他()
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		緑地の割合	%
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の長さ
		m ²	m
		緑地の割合	法面又は擁壁の長さ
		%	m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積
		m	m ²

備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農用地、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、□にレ印をつけて、建築物、工作物にあっては、該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入して下さい。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。強調色とは、背景となる色との差が大きいアクセントとなる色です。
- ※9 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表2に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

第3号様式

今帰仁村景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

今帰仁村長 殿

住所
届出者 氏名
連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日 号	
行為の場所	今帰仁村字	
設計又は施工方法 の変更の概要	変更前	変更後
変更の理由		
※今帰仁村受付 (今帰仁村記入欄)		

備考1 ※の欄には記入しないでください。

備考2 設計又は施工方法の変更の内容がわかる書類及び図書を添付してください。

第4号様式

第 年 月 日
号 日

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書

年 月 日付で届出のあった行為については、今帰仁村景観計画に定められた当該行為の制限に適合していますので通知します。

行為の場所	
行為の種類	
景観計画区域内における行為届出日	
備考	

第 年 月 日
年 月 日

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等勧告書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 設計変更等勧告の対象となる行為

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

今帰仁村景観計画区域内行為通知書

年 月 日

今帰仁村長 殿

住所
届出者 氏名
連絡先

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

他法令による地区指定等の状況※1				
行為の場所	今帰仁村字			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
景観形成のために特に配慮した事項	(今帰仁村景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について具体的に記入してください。)			
届出内容の照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者)			
今帰仁村受付 (今帰仁村記入欄)				

届出対象行為の内容						
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	建築物	用途				
		敷地面積	m ²	建築面積 ※4	m ²	
		延べ面積	m ²	高さ ※4、※5	m (最高 m)	
				軒の高さ	m	
		構造 ※6		階数 ※6	地上階 / 地下階	
		屋根の形状 ※7		屋根仕上材 ※7		
		外壁の基本色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		強調色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		屋根の色 ※8	色相 () / 明度 () / 彩度 ()			
		建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> その他 遮へい[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()]			
		緑地の割合 ※9	%			
		中高木等の有無	有 ・ 無	駐車場の緑化	有 ・ 無	
		模様替等の面積 ※10	m ²			
		工作物	用途			
	構造		造	築造面積	m ²	
高さ ※11	m		仕上材			
外観の基本色	色相 () / 明度 () / 彩度 ()					
模様替等の面積	m ²					

届出対象行為の内容			
届出対象行為の種類・設計又は施工方法	都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為	開発区域の面積	m ²
		行為の目的	<input type="checkbox"/> 住宅(区画)(最小区画面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他()
		樹木の保全	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		緑地の割合	%
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的	土地の面積	法面又は擁壁の長さ
		m ²	m
		緑地の割合	法面又は擁壁の長さ
		%	m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の面積
		m	m ²

備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農用地、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、にレ印をつけて、建築物、工作物にあつては、該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 届出内容の照会先欄には、届出者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。(届出者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入して下さい。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例:RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例:寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。強調色とは、背景となる色との差が大きいアクセントとなる色です。
- ※9 緑地の割合の欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入して下さい。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この届出書には、行為の種類に応じて、施行規則別表2に掲げる図書(行為の変更の届出にあつては、当該変更に係るもの)を添付してください。

第 年 月 日
号

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為協議書

景観法第16条第6項の規定により、 年 月 日付けで提出された通知書の行為に関し、下記のとおり協議を求めます。

記

1 通知のあった行為

2 協議事項

第 年 月 日 号

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等命令書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第1項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第102条第1号の規定により、罰金に処されることがあります。

記

- 1 設計変更等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

※行政不服審査及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

教示1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に今帰仁村長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

教示2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、今帰仁村長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日
号 日

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 延長の理由

第 年 月 日 号

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為原状回復等命令書

第 号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第 17 条第 5 項の規定により、下記のとおり命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第 101 条の規定により、懲役又は罰金に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

※行政不服審査及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

教示 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に今帰仁村長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

教示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、今帰仁村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

今帰仁村景観計画区域内行為状況等報告書

今帰仁村長 殿

届出者 住 所
氏 名
連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第 17 条第 7 項の規定により、変更命令等を受けたその後の措置の状況を、次のとおり報告します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
変更命令等の内容	
措置の実施状況	

(表)

8.5 センチメートル		5.3 センチメートル
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第 号 </div> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">身分証明書</h2> <p style="text-align: center; margin: 0;">(景観法第 17 条第 8 項及び第 23 条第 3 項の規定による)</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 24px; margin: 0;">写 真</p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>氏 名： 生 年 月 日： 所 属：</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日 発行 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">今帰仁村長</p> </div> </div>		

(裏)

この者は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行うとする者及び同条第 7 項の規定より立入検査又は入調査をすることができる者、同法第 23 条第 2 項の規定により原状回復等を行うとする者であることを証明する。

<関係法令 景観法第 17 条 4 項等 >

6 前項の規定により原状回復又はこれと併せて必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくとも当該原状回復等を命ずべきを確認することができないときは、景観行政官の長は、その者の負担において、当該原状回復等を行わせ、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。以下略

7 景観行政官の長は、他の景観行政官の職員、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、物設置状態行為の実態を確認し、若しくは当該物設置行為が景観に及ぼす影響を調査することができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行うとする者及び前項の規定より立入検査又は入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第 7 項の規定による立入検査又は入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<関係法令 景観法第 23 条 4 項等 >

2 前項の規定により原状回復又はこれと併せて必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失なくとも当該原状回復等を命ずべきを確認することができないときは、景観行政官の長は、その者の負担において、当該原状回復等を行わせ、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期間を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限まで当該原状回復等を行わなければならないときは、景観行政官の長又はその命じた者若しくは委任した者に当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第 年 月 日 号

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり同条第 1 項に規定する期間を短縮したので通知します。

記

1 行為の場所

2 行為の期間 年 月 日から 年 月 日

3 行為の種類

4 届出者 住所
氏名

5 行為を着手することができる日 年 月 日

第 年 月 日 号

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等指導書

今帰仁村景観条例第 13 条の規定により、 年 月 日までに次の措置を執
るよう指導します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
指 導 の 内 容	
備 考	

第 年 月 日
号 日

殿

今帰仁村長

印

今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等要請書

今帰仁村景観条例第 15 条の規定により、 年 月 日までに次の措置を執
るよう要請します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
要 請 の 内 容	
備 考	